

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第58号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前																	
<p>(個人の均等割の税率の特例)</p> <p>第53条の19 平成20年度から平成29年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、第27条の規定にかかわらず、<u>同条本文又は同条ただし書に定める額に500円を加算した額とする。</u></p> <p>(法人の均等割の税率の特例)</p> <p>第53条の20 平成20年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は法第52条第2項第4号の期間に係る法人の均等割の税率は、第41条の規定にかかわらず、同条の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表の加算額の欄に定める額を加算した額とする。</p>		<p>(個人の均等割の税率の特例)</p> <p>第53条の19 平成20年度から平成24年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、第27条の規定にかかわらず、<u>同条に定める額に500円を加算した額とする。</u></p> <p>(法人の均等割の税率の特例)</p> <p>第53条の20 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は法第52条第2項第4号の期間に係る法人の均等割の税率は、第41条の規定にかかわらず、同条の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表の<u>法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の加算額の欄に定める額</u>を加算した額とする。</p>																	
<table border="1"><thead><tr><th>法人の区分</th><th>加算額</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1) <u>第41条の表の(1)の項に掲げる法人</u></td><td>1,000円</td></tr></tbody></table>		法人の区分	加算額	(1) <u>第41条の表の(1)の項に掲げる法人</u>	1,000円	<table border="1"><thead><tr><th>法人</th><th>加算額</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1) <u>次に掲げる法人</u></td><td>1,000円</td></tr><tr><td>ア <u>法人税法第2条第5号の公共法人及び法第24条第5項に規定する公益法人等のうち、法第25条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）</u></td><td></td></tr><tr><td>イ <u>人格のない社団等</u></td><td></td></tr><tr><td>ウ <u>一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</u></td><td></td></tr><tr><td>エ <u>保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額</u></td><td></td></tr></tbody></table>		法人	加算額	(1) <u>次に掲げる法人</u>	1,000円	ア <u>法人税法第2条第5号の公共法人及び法第24条第5項に規定する公益法人等のうち、法第25条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）</u>		イ <u>人格のない社団等</u>		ウ <u>一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</u>		エ <u>保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額</u>	
法人の区分	加算額																		
(1) <u>第41条の表の(1)の項に掲げる法人</u>	1,000円																		
法人	加算額																		
(1) <u>次に掲げる法人</u>	1,000円																		
ア <u>法人税法第2条第5号の公共法人及び法第24条第5項に規定する公益法人等のうち、法第25条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）</u>																			
イ <u>人格のない社団等</u>																			
ウ <u>一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</u>																			
エ <u>保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額</u>																			

			を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）	
			オ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもの	
(2) 第41条の表の(2)の項に掲げる法人	2,500円	(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもの		2,500円
(3) 第41条の表の(3)の項に掲げる法人	6,500円	(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもの		6,500円
(4) 第41条の表の(4)の項に掲げる法人	27,000円	(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもの		27,000円
(5) 第41条の表の(5)の項に掲げる法人	40,000円	(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもの		40,000円
<p>(森林環境保全税の用途)</p> <p>第53条の21 知事は、前2条の規定による加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を用いて、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(産業廃棄物処分場税の適用期間)</p> <p>第232条 産業廃棄物処分場税は、平成30年3月31日までに行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入について適用する。</p>		<p>(森林環境保全税の用途)</p> <p>第53条の21 知事は、次に掲げる事業を行うため、前2条の規定による加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、鳥取県森林環境保全基金（鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）別表第1の16の項の第1欄に掲げる鳥取県森林環境保全基金をいう。）に積み立てるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(産業廃棄物処分場税の適用期間)</p> <p>第232条 産業廃棄物処分場税は、平成25年3月31日までに行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入について適用する。</p>		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第232条の改正規定は、規則で定める日から施行する。